



配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画

(第4次改定版)

令和4(2022)年3月

栃 木 県

目 次

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 計画の推進	2

II DVの現状

1 DV相談件数の状況	3
2 DV被害者の一時保護の状況	5
3 男女間における暴力に関する意識調査	6
4 国における主な動き	10

III 計画の基本的事項

1 基本的な考え方	12
2 基本目標及び重点取組	13
3 計画の体系図	14

IV 施策の展開

基本目標 1 DVを許さない社会づくりの推進

施策の展開 (1) 県民への啓発の推進	15
施策の展開 (2) 若年層への教育・啓発の充実	16
施策の展開 (3) 調査研究等の推進	16

基本目標 2 DV被害者支援対策の充実

基本目標 2-1 相談支援体制の充実

施策の展開 (1) 早期発見・通報等の取組の充実	17
施策の展開 (2) 相談窓口の充実	17
施策の展開 (3) 職務関係者の資質の向上	18

基本目標 2-2 保護体制の充実

施策の展開 (1) 安全・安心な一時保護の実施	20
施策の展開 (2) 一時保護期間の支援の充実	20

基本目標 2-3 自立支援の充実

施策の展開 (1) 生活再建に向けた支援	22
施策の展開 (2) 自立に向けた中長期的な支援	23
施策の展開 (3) こころの回復支援	23
施策の展開 (4) 保護命令制度の活用	23

基本目標 3 DV対策の推進体制の充実

施策の展開 (1) とちぎ男女共同参画センターの機能の発揮	24
施策の展開 (2) 関係機関との連携強化	24
施策の展開 (3) 児童虐待対応機関との連携強化	25
施策の展開 (4) 市町への支援	25
施策の展開 (5) 民間支援団体との連携・協働の推進	26
施策の展開 (6) 苦情等への適切かつ迅速な対応	26

V 資料編

1 栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会設置要領	27
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 （第4次改定版）策定に伴う会議等開催状況	28
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	29
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）	37

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」という。※1）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害として、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなるものであり、DVを許さない社会の実現に向け、積極的な取組が求められています。

このため、平成13(2001)年4月、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13(2001)年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定されました。

本県では、平成16(2004)年のDV防止法の一部改正により、都道府県基本計画の策定が義務づけられたことを受け、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえて、平成17(2005)年11月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、以後三回にわたり改定を行い、DV防止に向けた各種施策を総合的に推進してきました。

本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数をみると、平成25(2013)年度以降、2,000件前後で推移していますが、最近では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるDVの潜在化や深刻化が懸念されている状況にあります。また、DV被害者（以下「被害者」という。）のうち約5割の方はどこ（だれ）にも相談しておらず（※2）、適切な支援につながるよう一層の取組が求められています。

さらに、被害者の抱える問題が多様化しており、従来の支援方法に加え、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

このたび、基本計画（第3次改定版）が目標年次を迎えることから、令和元(2019)年6月のDV防止法の改正や令和2(2020)年3月の国の基本方針の改正を反映させるとともに、これまでの取組状況や社会情勢等の変化等も踏まえながら、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次改定版）」を策定するものです。

※1 DV「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」の略。直訳は、「家庭内の暴力」となりますが、この計画では「配偶者からの暴力」及び「生活の根拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力」を「DV」とします。

※2 内閣府「男女間における暴力に関する調査結果」（令和2(2020)年度）

2 計画の位置づけ

- (1) DV防止法第2条の3に基づき策定するものであり、策定に当たっては、同法第2条の2に基づき国が策定した基本方針を踏まえています。
- (2) 栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる安全・安心なとちぎの実現に向けた「暮らしの安全・安心向上プロジェクト」の重点的取組の一つに位置づけられています。
- (3) 本県における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策を明らかにした「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」との整合性を図りながら、DVの防止及び被害者の保護等の基本的方向性を示すものです。
- (4) 本計画は、人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶をめざしており、平成27(2015)年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等」及びゴール16「平和と公正をすべての人に」などと理念を共有するものです。

3 計画の期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、今後、DV防止法の改正や国の基本方針が見直された場合、又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

4 計画の策定体制

(1) 栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会の設置

この計画を策定するに当たり、DV対策の施策に関係する学識経験者や弁護士、ソーシャルワーカー、民間支援団体、関係機関、市等で構成する「栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置しました。

(2) 栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会ワーキンググループの設置

この計画の基本的事項を検討するため、委員会の下部組織として、県・市・関係機関の職員で構成する「栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会ワーキンググループ」を設置しました。

5 計画の推進

この計画の推進に当たっては、栃木県の関係部局、国、市町、民間支援団体等の関係団体が連携して施策に取り組めます。

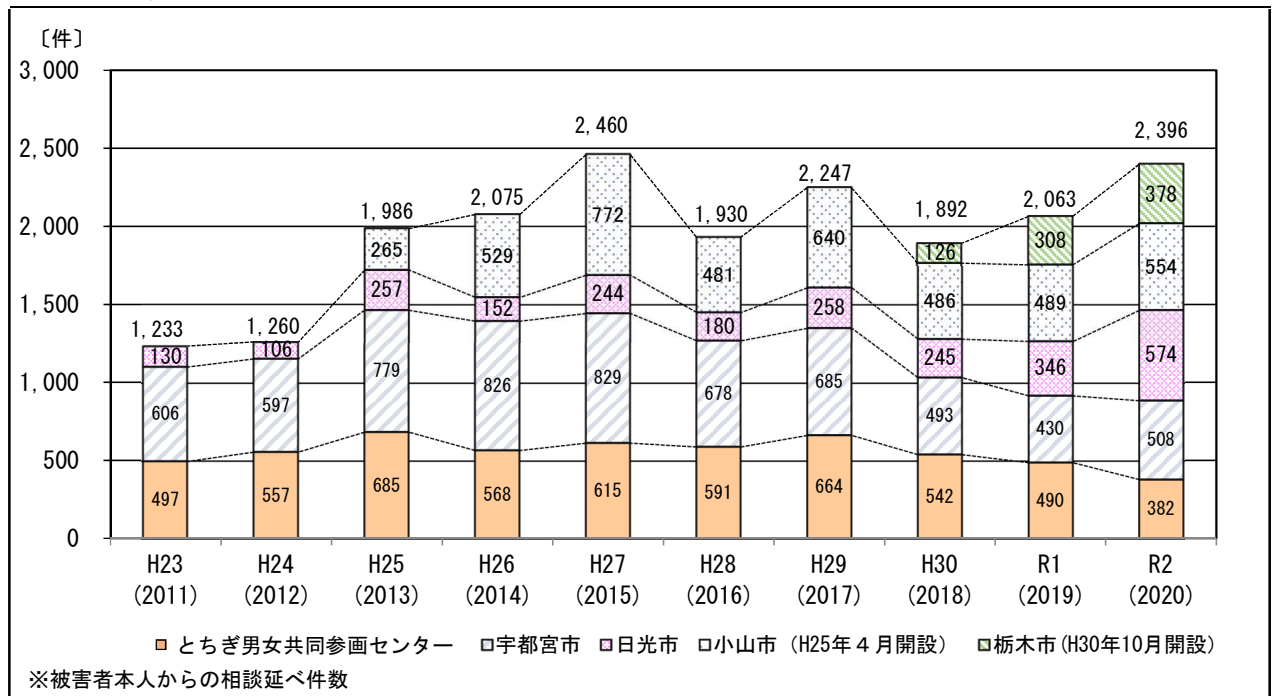
また、この計画に基づく各種施策の推進状況を把握し、課題等について検討していきます。

Ⅱ DVの現状

1 DV相談件数の状況

(1) 栃木県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

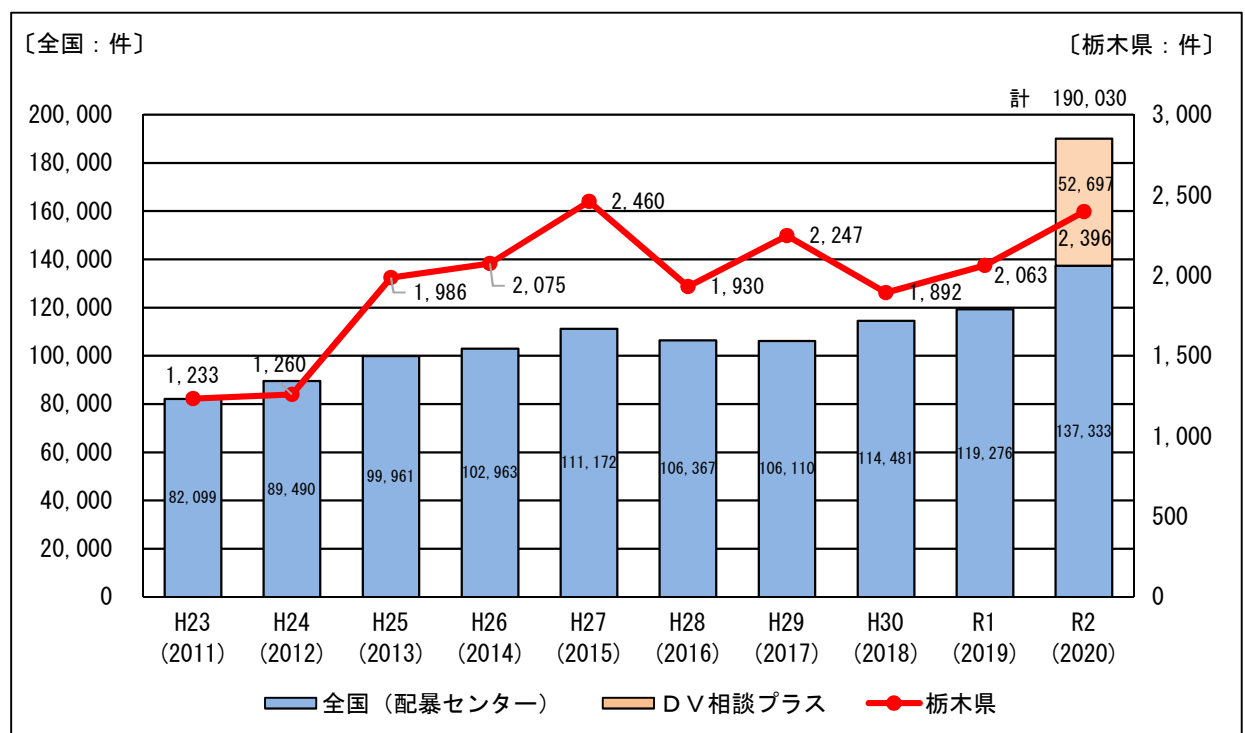
県内5箇所を設置されている配偶者暴力相談支援センターの年間相談件数は、平成25(2013)年度以降2,000件前後で推移しています。



○出典：とちぎ男女共同参画センター調べ

(2) 配偶者暴力相談支援センター及び「DV相談プラス」における相談件数（全国比較）

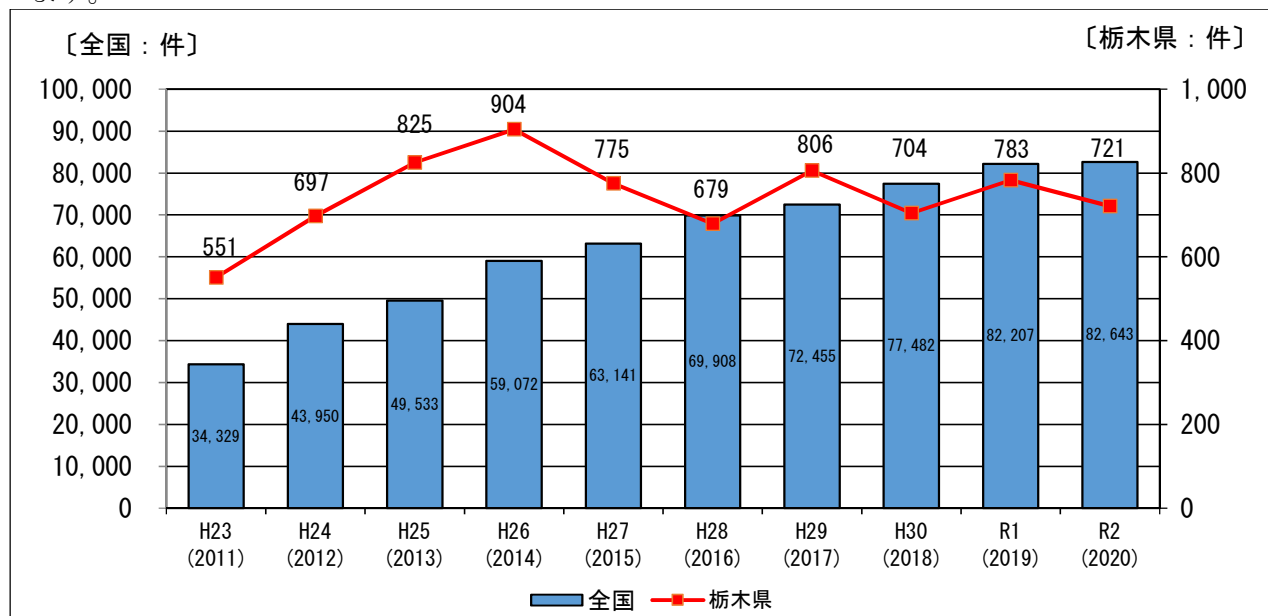
全国の年間相談件数は、平成27(2015)年度まで増加傾向にあり、以降11万件前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い国が「DV相談プラス」を令和2(2020)年4月から開設したこと等により、令和2(2020)年度は前年度の約1.6倍に増加しました。



○出典：内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」

(3) 警察におけるDV認知件数（全国比較）

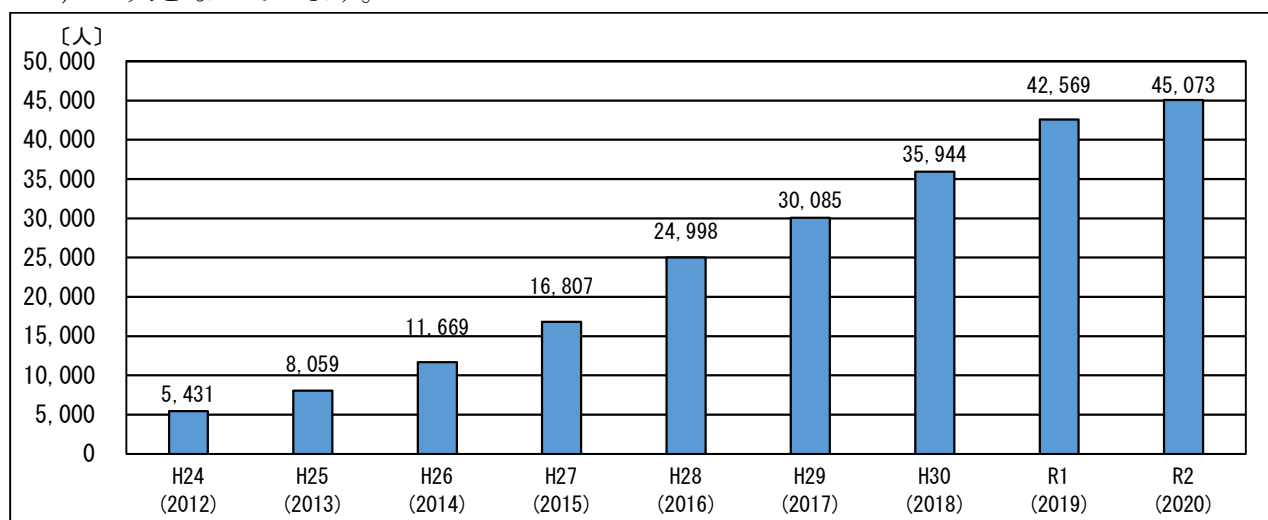
全国の警察におけるDV認知件数は年々増加傾向にあります。本県では平成26(2014)年の904件をピークに減少しましたが、平成29(2017)年度以降は700件～800件の間で推移しています。



○出典：警察庁「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（全国）、栃木県警調べ（県）

(4) 面前DVにより警察が児童相談所に通告した児童数（全国）

面前DVにより警察が児童相談所に通告した児童数は年々増加し、令和2(2020)年度は45,073人となっています。

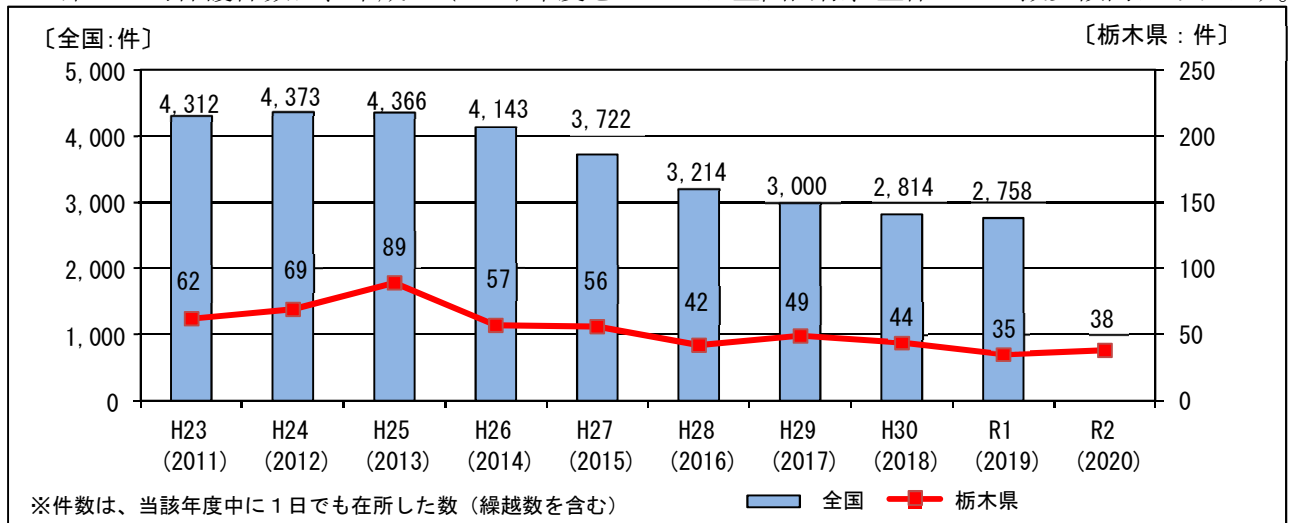


○出典：警察庁生活安全局少年課「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」（令和3年3月発行）

2 DV被害者の一時保護の状況

(1) 一時保護決定件数（全国・県内）

県の一時保護件数は、平成 25(2013)年度をピークに全国同様、全体として減少傾向にあります。

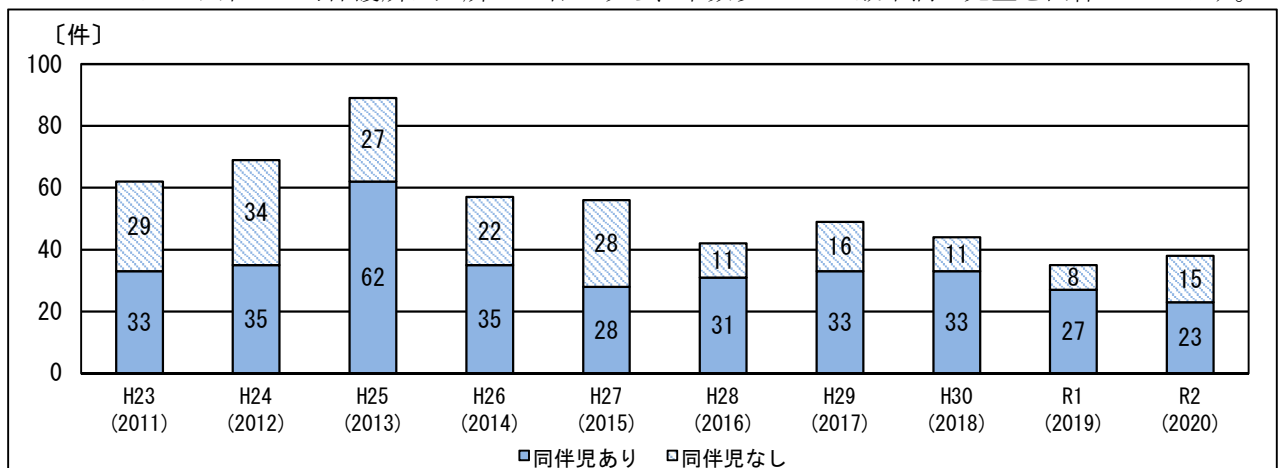


○ 出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「婦人保護事業実施状況報告」（令和元年度報告が最新）

(2) 県の一時保護入所者の同伴児童（18歳未満）の状況

ア 同伴児童の有無

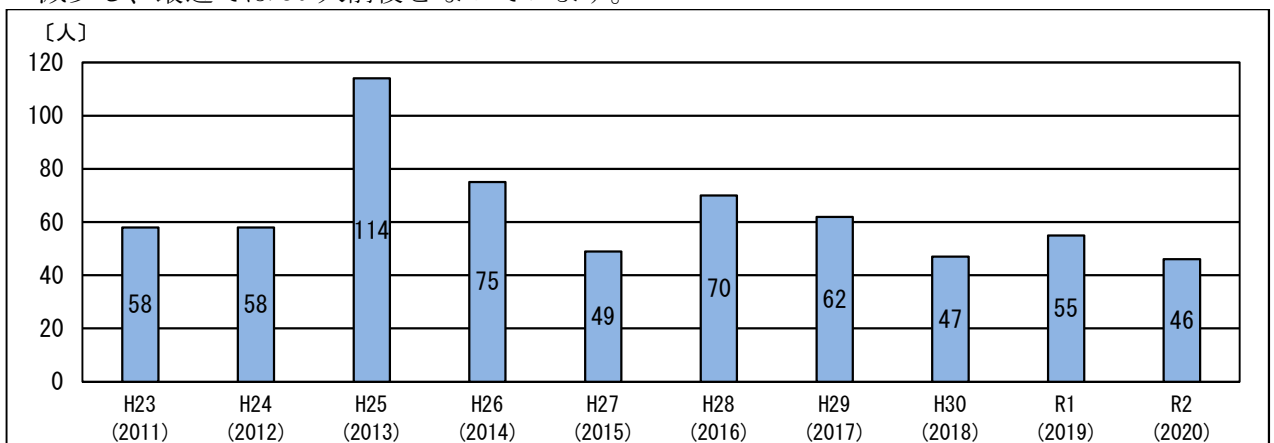
DVにより県の一時保護所に入所した者のうち、半数以上が18歳未満の児童を同伴しています。



○ 出典：とちぎ男女共同参画センター調べ

イ 入所者の同伴児童数

DVによる一時保護所入所者の同伴児童数は、平成 25(2013)年度の 114 人をピークにその後減少し、最近では 50 人前後となっています。



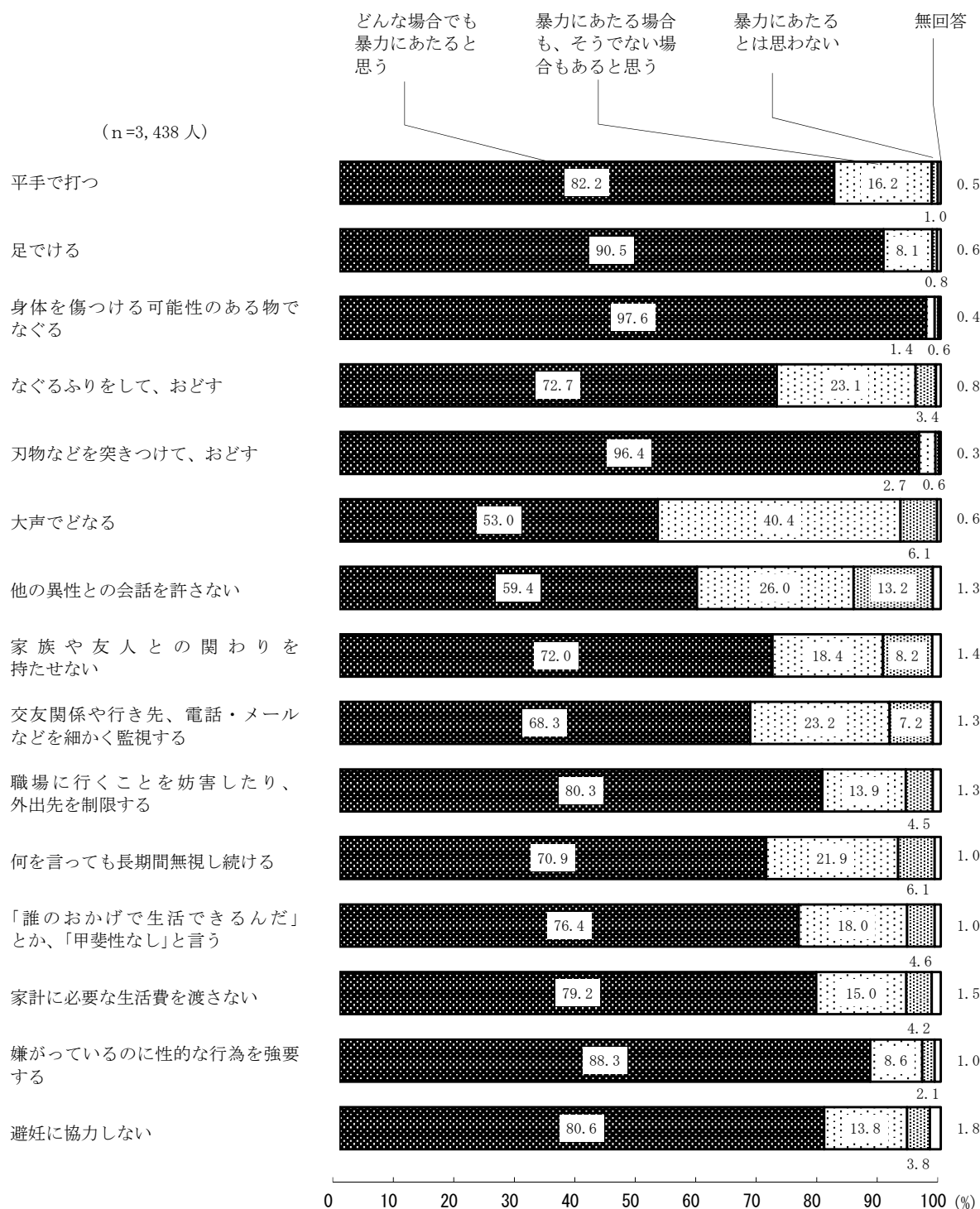
○ 出典：とちぎ男女共同参画センター調べ

3 男女間における暴力に関する意識調査

(1) 内閣府「男女間における暴力に関する調査結果」（令和２年度）

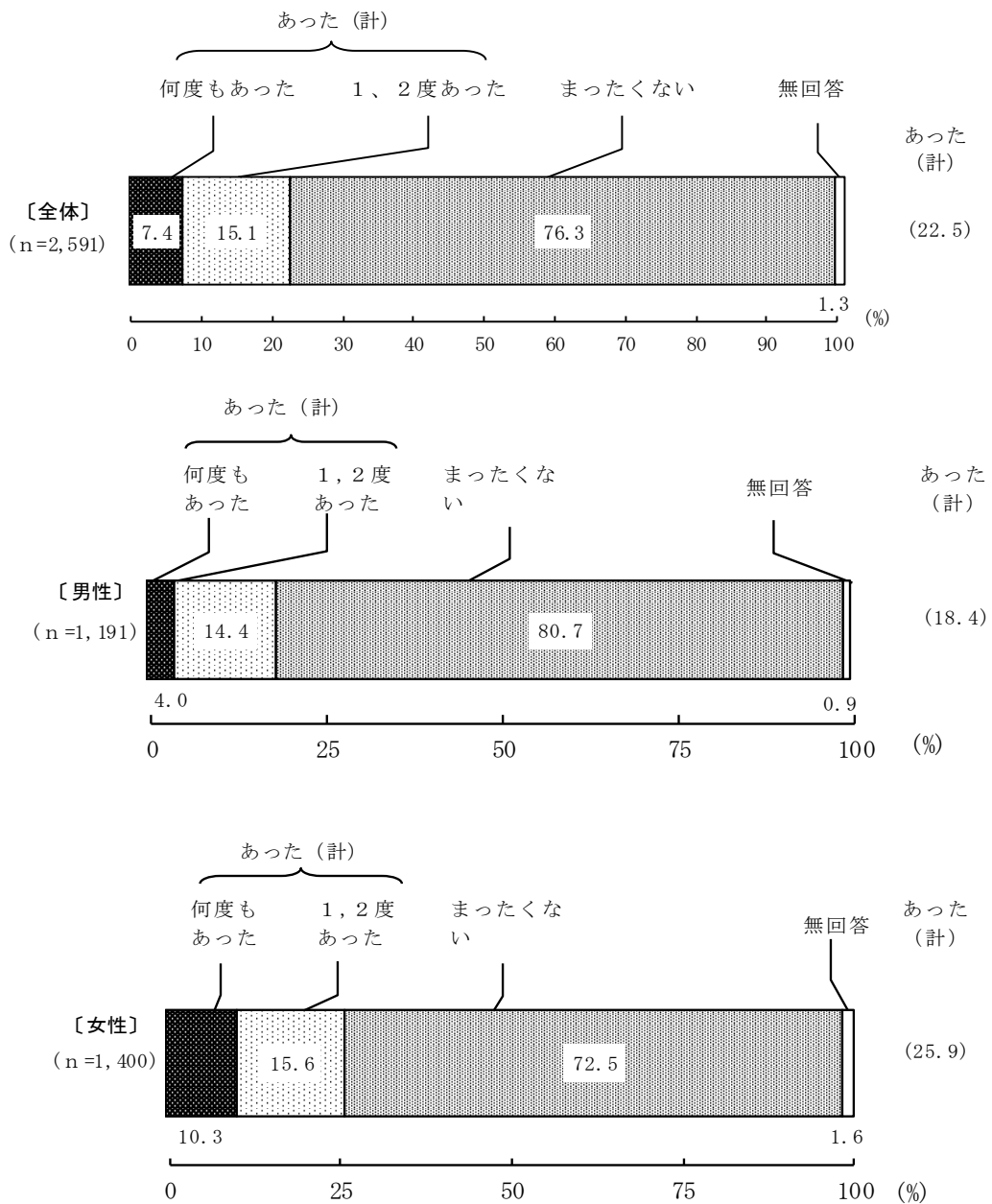
ア 夫婦間で暴力と認識される行為（身体的暴力と精神的暴力、経済的暴力の抽出）

「平手で打つ」や「足でける」、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」ことについて、80%～90%が暴力と認識していますが、「大声でどなる」が53%、「なぐるふりをして、おどす」や「何を言っても長期間無視し続ける」といった精神的な暴力は、70%弱と身体的暴力と比較すると認識が低くなっています。



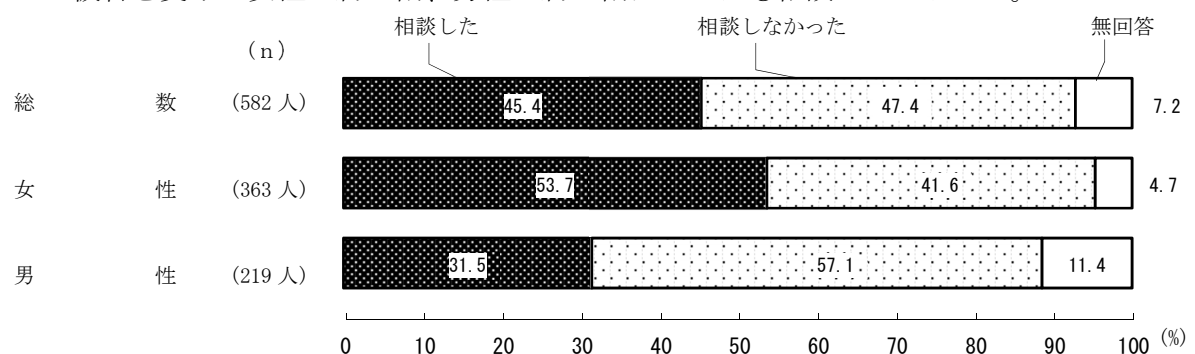
イ 配偶者からの暴力の被害経験（全体・男女別）

配偶者からの暴力を受けたことがある人は約4人に1人となっています（女性＝約4人に1人、男性＝約5人に1人）。



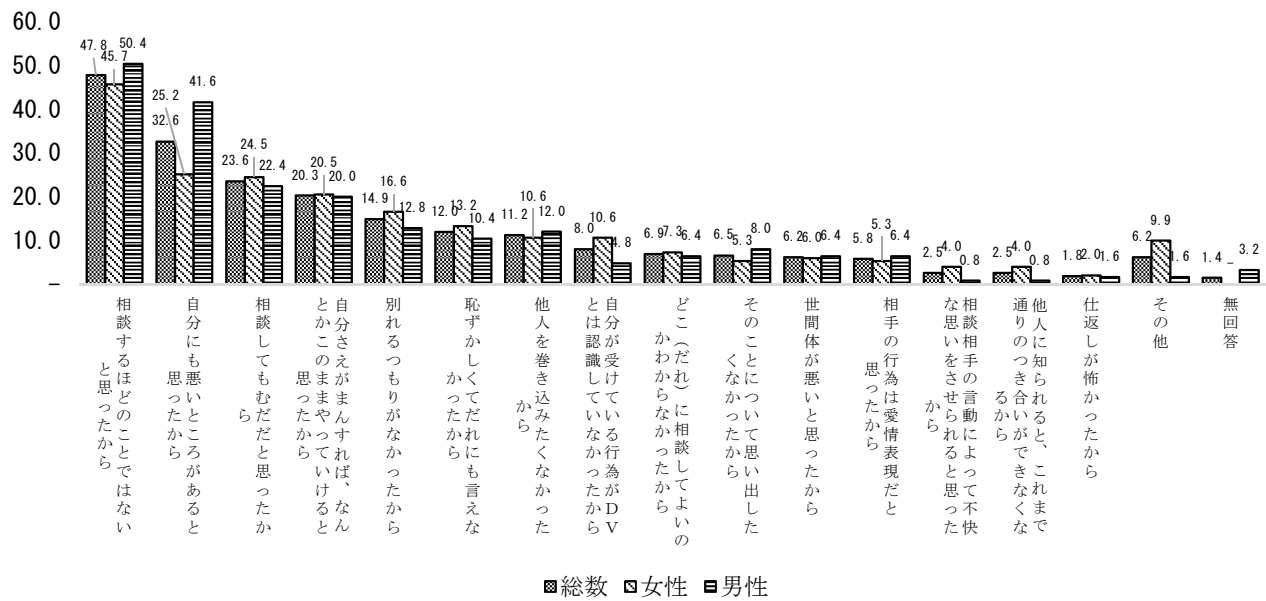
ウ 配偶者からの暴力の相談経験（全体・男女別）

被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも相談していません。



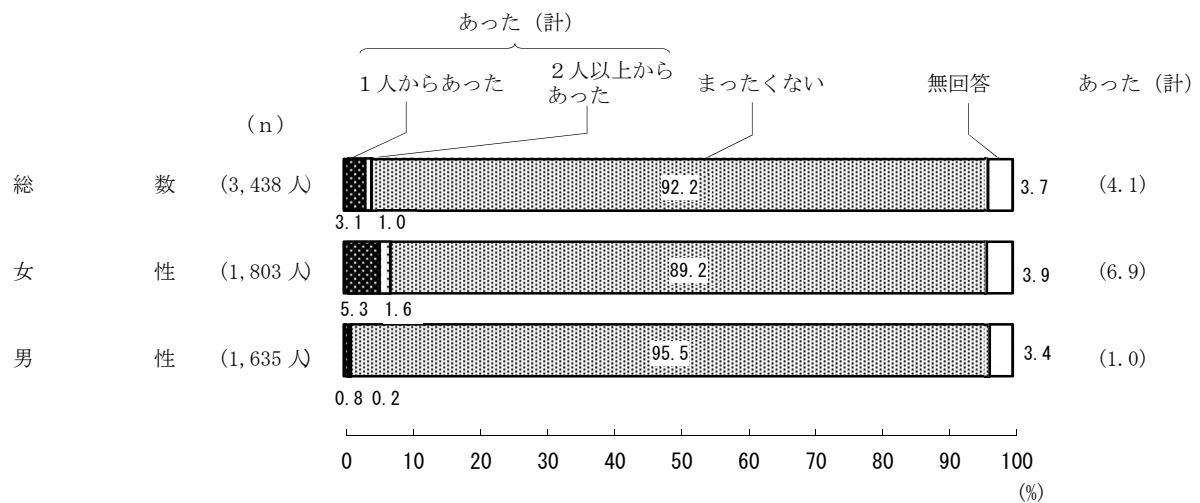
エ 配偶者からの暴力被害を相談しなかった理由(複数回答)

「相談するほどのことではないと思ったから」が約5割と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が約3割となっています。



オ 無理矢理に性交等をされた被害経験

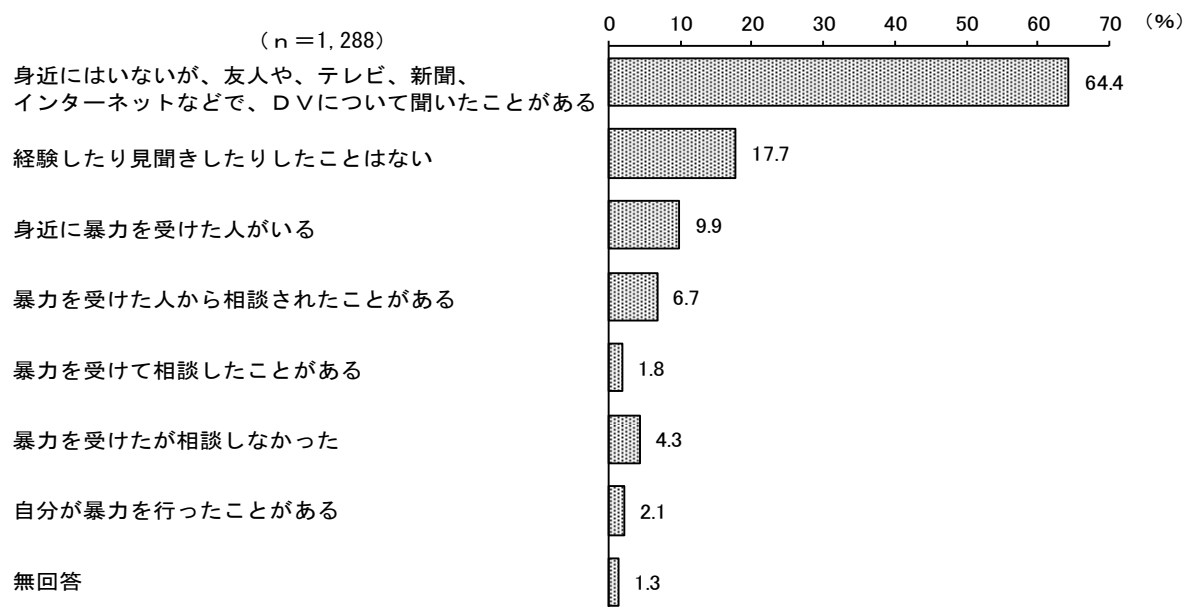
無理矢理に性交等をされた被害経験のある人は4.1%。男女別では、女性が6.9%、男性が1.0%と女性の被害が多くなっています。



(2) 男女間の暴力に関する県民の意識(令和3年度栃木県政世論調査結果)

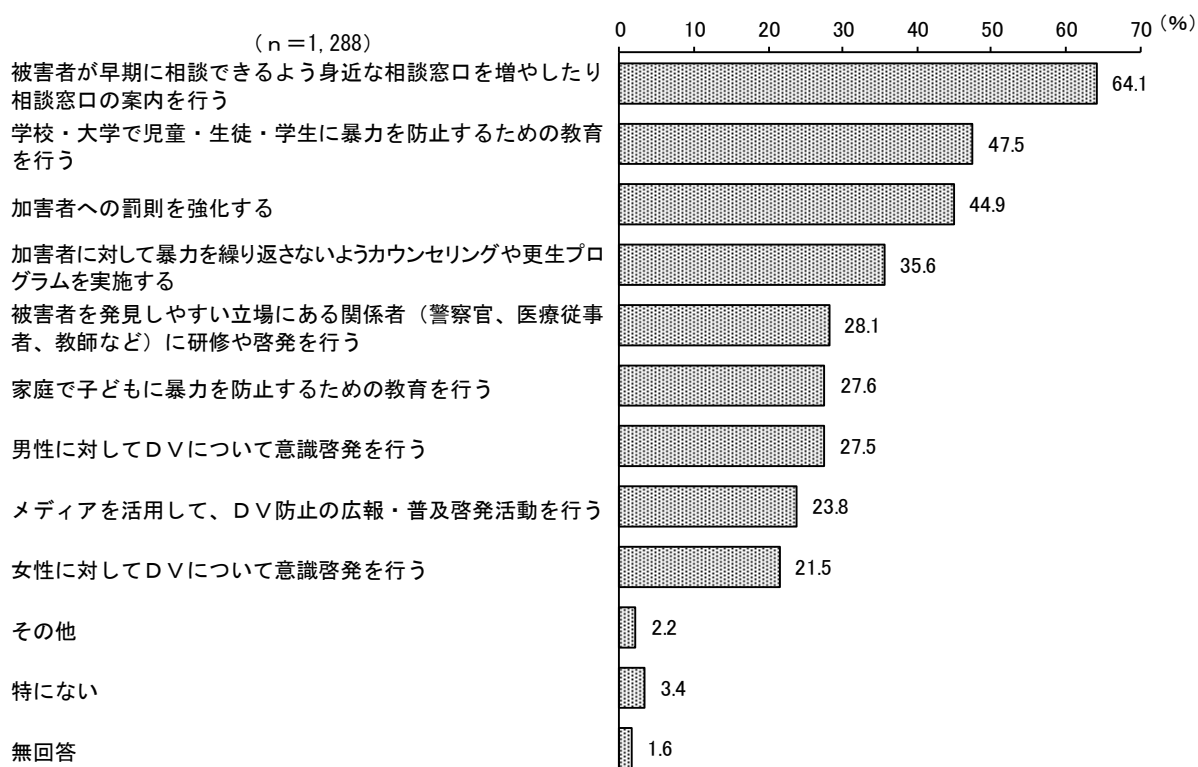
ア DVの経験や見聞きした経験について(複数回答)

「身近にはいないが、友人や、テレビ、新聞、インターネットなどで、DVについて聞いたことがある」が64.4%と最も高く、一方で「経験したり見聞きしたりしたことはない」は17.7%でした。また、「身近に暴力を受けた人がある」が9.9%、「暴力を受けた人から相談されたことがある」が6.7%、「暴力を受けて相談したことがある」が1.8%、「暴力を受けたが相談しなかった」が4.3%、「自分が暴力を行ったことがある」が2.1%となっています。



イ 男女間の暴力を防止するために重要だと思う対策について(複数回答)

「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やしたり相談窓口の案内を行う」が64.1%と最も高く、次いで「学校・大学で児童・生徒・学生に暴力を防止するための教育を行う」が47.5%、「加害者への罰則を強化する」が44.9%、「加害者に対して暴力を繰り返さないようカウンセリングや更生プログラムを実施する」が35.6%、「被害者を発見しやすい立場にある関係者（警察官、医療従事者、教師など）に研修や啓発を行う」が28.1%となっています。



4 国における主な動き

(1) DV防止法及び基本方針の改正

児童虐待防止対策及びDV被害者の保護対策の強化を図るため、令和元(2019)年6月に改正され、相互に連携・協力するよう努めるべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されるとともに、その保護対象の被害者に同伴家族も含まれることとされました。

また、通報対象となる配偶者からの暴力の形態と保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大についての検討や、DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方の検討を実施し、それらの結果に基づき令和4(2022)年6月までに必要な措置を講ずるものとされました。

あわせて、令和2(2020)年3月に基本方針も改正され、法改正の内容が反映されました。

(2) その他の動き

① 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会の実施

平成30(2018)年7月から厚生労働省において実施され、令和元(2019)年6月に、他法他施策優先の取扱いの見直し、携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し、児童相談所との連携強化等10項目について、婦人保護事業の運用面の見直し方針が明示されました。

また、令和元(2019)年10月には、法制度を含めた新たな枠組みの必要性等、婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方について基本的認識を取りまとめた中間報告が示されました。

② DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会の実施

平成31(2019)年2月から令和元(2019)年5月まで内閣府において開催され、DV等の生きづらさを抱える女性のための民間シェルター等に対する支援の現状や課題の把握及び支援拡充の方向性等について報告書が取りまとめられました。

③ 加害者対応に関する検討

内閣府が設置した加害者対応に関する有識者会議において検討がなされ、令和元(2019)年8月に「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業報告書」、令和2(2020)年3月に「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究報告書～地域社会内におけるDV加害者プログラムの試行実施に向けて～」、令和3(2021)年3月に「令和2年度配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業報告書」の検討結果がとりまとめられましたが、引き続き検討が行われています。

④ 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会での検討

内閣府に設置されている専門調査会において、令和2(2020)年2月から令和3(2021)年2月まで、DV対策に係る取組や課題等について検討が行われました。通報対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大や通報や保護命令の在り方、DVの加害者、被害者、傍観者にならないための予防教育の重要性等、DV被害者支援の更なる充実を図るために今後検討す

べき課題が指摘されました。

また、当専門調査会の下に配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループが令和3(2021)年8月に設置され、DVの防止及び被害者保護の強化に向けた検討が進められています。

⑤ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2(2020)年4月から6月まで開催された「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、各関係府省で刑事法の在り方の検討や被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むとした方針が示されました。

⑥ 相談窓口の整備

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い懸念されたDVの潜在化や深刻化を受け、内閣府において、令和2(2020)年4月20日から、24時間の電話相談対応やSNS・メール相談等を行うDV相談プラスが開設されました。

また、令和2(2020)年10月から、DV相談ナビ(最寄りの支援センターにつながる全国共通電話番号)が「#8008」(はれれば)に短縮番号化されました。

Ⅲ 計画の基本的事項

1 基本的な考え方

DV対策の推進に当たっては、次の「基本的な考え方」に基づき、被害者の人権を尊重しながら関係機関が緊密に連携して施策を推進します。

(1) DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害であること

DVは、身体に対する暴力のみならず、心身に有害な影響を及ぼす精神的暴力や性的暴力等も含まれ、時には犯罪にもなりうる深刻な暴力行為です。主に外部から発見が困難な家庭内で行われることから潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあることから被害が深刻化しやすい特性があります。DVは性別や年齢、加害者の職業・社会的地位にかかわらず発生していますが、被害者は女性であることが多く、男女が置かれてきた社会的・経済的問題を背景とした女性に対する人権侵害であり、男女平等の実現の阻害要因となっています。

DVの発生や深刻化を防止するためには、DVの被害者又は加害者から相談を受けたり被害の発生に気付いた人が、DVを軽視したり、或いは戸惑うことなく適切な助言ができるよう、正しい理解を促進することが重要です。

全ての県民がDVについて理解を深めることで、誰もがDVの加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない、DVを許さない社会づくりを目指します。

(2) 被害者の人権と意思は尊重されなければならないこと

被害者には、家庭内で繰り返し行われる暴力による恐怖と不安から、自身や家族に生命や健康の危機が及んでいるという深刻な状況を客観的に捉えることができない場合が多いという特性があります。また、自身が被害に気付いた場合でも、自身の就業の継続や子どもの教育等の事情により直ちに逃げられない場合や、逃げない選択をすることもあります。

支援者は、このような被害者の抱える複雑な問題や揺れ動く心情を理解し寄り添い、プライバシーの保護のもと、被害者の意思を尊重し求める支援を確認しながら、安全・安心の確保に向けて対応していくことが必要です。

あわせて支援者は、必要に応じて心理教育やカウンセリング、精神的なケアを行うことにより被害者の自尊心や自己決定力の回復、トラウマの軽減につなげ、被害者が再度の被害に遭うことなく、自身や家族の人権を大切にしながら自立した生活を送ることができるよう支援することも重要です。

(3) DVの防止並びに被害者の適切な保護及び自立に向けた切れ目のない支援は、国、県、市町村の責務であること

被害者にとって、一時保護された後、住居の確保、就業先の選定、子どもを同伴している場合は預け先の確保や学校生活の再開など多岐にわたる課題に直面することになり、離婚を望む場合は法律的な対応が、精神的なケアのために医療的な対応も場合によっては必要となります。高齢者や障害者、外国人である場合は、さらにきめ細かな対応が必要です。

このような深刻な事態が引き起こされないようDVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることについて、DV防止法第2条には、国及び地方公共団体の責務であること

が定められています。DVの防止や被害者の自立までの道のりを支えるにあたり、国、県、市町村が密接に連携を取りながらDV防止法や関連法に定められた制度のみならず、県・市町村が有する各種制度を有効に活用して各機関が連携しながら適時適切に支援していくことが重要です。

また、近年、児童虐待案件とDV案件との連携した対応が求められるなど、DV施策と他施策を組み合わせ、多面的に展開する必要性も高まっています。

(4) 施策の推進にあたっては、国、県、市町村と民間支援団体等の連携・協働が不可欠であること

被害者に係る民間支援団体の多くは、DV防止法施行以前から先駆的な取組を行っており、長年の活動で蓄積された知見をもとに専門的かつ柔軟な被害者支援を実施しています。また、民間支援団体の広域的なネットワークは、被害者の一時保護や自立支援において大きな役割を果たしています。

DV防止に向けた教育・啓発等の効果的な推進や複雑・多様化する被害者に対するきめ細かな支援を行うためには、国、県、市町村と民間団体等が相互理解のもと連携・協働し、それぞれの強みを活かしながら取り組んでいく必要があります。

2 基本目標及び重点取組

DVの防止及び被害者保護を推進するために、次の項目を基本目標に掲げ、必要な施策を総合的に推進します。また、第4次改定版期間中においては、第3次改定版期間中の社会情勢の変化や本県の現状と課題を踏まえ、次の取組を特に強化します。

(1) DVを許さない社会づくりの推進

【重点取組】

- ・全ての県民を対象としたDVに関する正しい理解の促進
- ・DVの加害者、被害者、傍観者にならないための啓発の強化
- ・デートDVや性暴力被害防止のための若年層への教育の強化

(2) DV被害者支援対策の充実

【重点取組】

- ・被害者を早期発見し、相談窓口へつなぐ取組の強化
- ・様々な困難を抱える被害者一人ひとりに寄り添った支援の充実
- ・被害者のこころの回復支援の充実

(3) DV対策の推進体制の充実

【重点取組】

- ・DVと児童虐待との関連を踏まえた児童相談所や市町との連携強化
- ・相談員等の資質向上に向けた研修の充実

3 計画の体系図

本計画では、次の「基本目標」のもと、18の「施策の展開」に基づき各種施策に取り組みます。

基本目標		施策の展開	今後の方向性
1 DVを許さない社会づくりの推進	(1)県民への啓発の推進	① DV防止に向けた啓発の強化充実 ② 女性への暴力をなくす運動期間における集中的な啓発 ③ DV被害者等地域支援サポーターによる啓発の推進 ④ 加害予防の意識啓発 ⑤ 外国人、障害者等に対する広報	
	(2)若年層への教育・啓発の充実	① 人権尊重・男女平等の教育の推進 ② 教職員のための研修の充実 ③ デートDV及び性暴力防止等の啓発の充実	
	(3)調査研究等の推進	① DVに関する調査研究及び情報収集の実施 ② 加害者プログラムに係る情報収集	
2 DV被害者支援対策の充実	2-1 相談支援体制の充実	(1)早期発見・通報等の取組の充実	① 医療機関、民生委員・児童委員等への啓発 ② 相談窓口の周知
		(2)相談窓口の充実	① とちぎ男女共同参画センターにおける相談体制の充実 ② 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談体制の整備 ③ 警察における相談環境の整備 ④ 民間支援団体の相談窓口との連携 ⑤ 性暴力等に関わる相談への対応
		(3)職務関係者の資質の向上	① 相談員等の専門性向上の研修の強化 ② 二次的被害防止のための職務関係者に対する研修の実施 ③ 相談員等のメンタルヘルスキアの充実
	2-2 保護体制の充実	(1)安全・安心な一時保護の実施	① 一時保護の迅速かつ確かな実施 ② 一人ひとりに寄り添った保護の充実 ③ 一時保護委託の活用
		(2)一時保護期間の支援の充実	① 心身のケアの充実 ② 同伴児への支援 ③ 外国人等への配慮
	2-3 自立支援の充実	(1)生活再建に向けた支援	① 就業促進のための支援 ② 公営住宅の優先入居制度等の活用 ③ 暮らしの安定に向けた支援 ④ 福祉施設等への入所の調整
		(2)自立に向けた中長期的な支援	① 民間支援団体と連携した自立支援
		(3)こころの回復支援	① 被害者等へのメンタルヘルスキアの実施 ② 地域生活における被害者への継続的なケアの実施
		(4)保護命令制度の活用	① 保護命令制度活用に向けた支援 ② 保護命令発令後の安全確保 ③ 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進【再掲】
	3 DV対策の推進体制の充実	(1)とちぎ男女共同参画センターの機能の発揮	① 総合調整機能の発揮
		(2)関係機関との連携強化	① 配偶者暴力防止対策ネットワーク会議等による連携の強化 ② その他の関係機関との連携の強化 ③ 他県との連携推進
		(3)児童虐待対応機関との連携強化	① 児童相談所や市町との連携 ② DV対応機関の要保護児童対策地域協議会との連携強化
(4)市町への支援		① 計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置への支援 ② 身近な地域での相談体制の整備 ③ 相談員等の資質向上に向けた支援	
(5)民間支援団体との連携・協働の推進		① 民間支援団体との連携・協働の推進	
(6)苦情等への適切かつ迅速な対応		① 苦情等への適切かつ迅速な対応	

Ⅳ 施策の展開

基本目標 1 DVを許さない社会づくりの推進

現状と課題

- ・DV防止のためには、全ての県民がDVについて正しく理解することが重要であり、DVの加害者、被害者、傍観者にならないための教育・啓発の取組を強化する必要があります。
- ・DVは、身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力など様々な形態があることや、被害者が加害者の精神的支配下に置かれやすいという特性について、あらゆる世代の県民に対し更なる啓発を行い、理解を深めることが重要です。また、DVについての認識を深めることにより、加害予防教育にもつながります。
- ・SNSの普及に伴い、若年層においてデートDVや性暴力による被害が多く発生している状況を受け、学校教育において子どもの発達段階に合わせた低年齢層からの被害・加害予防教育はもとより、すべての基本となる人権の尊重に関する教育の更なる推進が必要です。

施策の展開(1) 県民への啓発の推進

《今後の方向性》

① DV防止に向けた啓発の強化充実

- ・DVについて県民の正しい理解を促進するため、広報誌やホームページ、SNS等を活用した周知広報や啓発パンフレット等の作成・配布、出張セミナーや講演会の実施等様々な手法を用いた効果的な啓発を行います。
- ・DVについての教育・啓発に当たり、市町や関係機関、民間支援団体と連携しながら、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において、幅広い普及・啓発に取り組みます。
- ・DVが人としての尊厳に対する重大な人権侵害であることについて県民の理解が進むよう、ジェンダー平等の視点からの啓発を行います。

② 女性への暴力をなくす運動期間における集中的な啓発

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日～11月25日）を中心に、女性への暴力を考える講演会を実施するほか、パープルリボンに係る啓発資材の作成・配布、メディアの活用による啓発を集中的に行います。

③ DV被害者等地域支援サポーターによる啓発の推進

- ・DVについて広く周知を図るため、DV被害者等地域支援サポーター※（以下「DVサポーター」という。）による身近な地域での普及啓発活動を推進します。
- ・市町等に対し啓発イベント等におけるDVサポーターの活用について働きかけます。
- ・DVサポーターの活動に必要なスキルアップのための研修を実施します。

※「DV被害者等地域支援サポーター」

県が実施した地域支援サポーター養成講座の修了者のうち、サポーターとして登録したボランティアのこと。DVサポーターは、地域におけるDVの防止や被害者支援に関する普及啓発活動及び県や市町等が実施する啓発活動の支援の補助を行う役割を担っています。（平成30(2018)年度から設置）

④ 加害予防の意識啓発

- ・DVに関する正しい理解を進めることで加害予防にも繋がるよう、関係機関等と連携しながら、出張セミナーや講演会等を実施します。
- ・子どもの目でDVが行われることは、児童虐待に当たることについて啓発に努めます。

⑤ 外国人、障害者等に対する広報

- ・外国人に対して、公益財団法人栃木県国際交流協会等との連携により、言語面に配慮した広報を実施します。
- ・障害者や高齢者に対して、医療・福祉機関、健康福祉センター、精神保健福祉センター、障害者総合相談所、地域包括支援センター、市町等と連携して広報に努めます。

施策の展開(2) 若年層への教育・啓発の充実

《今後の方向性》

① 人権尊重・男女平等の教育の推進

- ・自己の尊厳を大切にし、互いの人権を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観や正義感などの豊かな人間性を育む教育、男女平等に対する理解を深める教育、性に関する教育を、保育施設や学校等において、発達段階や年齢に応じて効果的に実施します。
- ・地域や家庭において男女共同参画に関する正しい知識と理解が深まるよう、とちぎ男女共同参画センターで出張セミナーを実施します。

② 教職員のための研修の充実

- ・教育委員会と連携し、男女の人権の尊重に関する理解を深められるよう、様々な機会を活用して研修を実施し、指導者としての資質の向上に努めます。また、デートDVや低年齢化する性暴力被害の防止のため、有識者や民間支援団体などのスタッフを講師とした研修会を実施します。

③ デートDV及び性暴力防止等の啓発の充実

- ・学校等において、学生や生徒を対象に、デートDV※や性犯罪・性暴力に繋がる様々な問題に関する出張セミナーの実施や学習資料及び啓発資材の配布等を行うことにより、性暴力等の被害者や加害者を生まないための啓発を推進します。
- ・若年層のデートDVや性暴力による被害防止のため、義務教育段階における予防教育の実施について市町に働きかけを行います。

※デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者の一方から他方に対して繰り返される暴力のことです。暴力には、身体的、精神的、経済的及び性的暴力等があります。

施策の展開(3) 調査研究等の推進

《今後の方向性》

① DVに関する調査研究及び情報収集の実施

- ・DV防止や被害者支援に関する国等の調査・研究の情報を収集し、施策等の立案に活用するとともに、市町、関係機関等へ情報提供を行います。

② 加害者プログラムに係る情報収集

- ・国の検討会等が実施する加害者対策に関する調査研究に関する情報を収集し、市町、関係機関へ提供します。

基本目標２ DV被害者支援対策の充実

基本目標２－１ 相談支援体制の充実

現状と課題

- ・県内の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談件数は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等から生じる生活不安やストレスにより、全国同様増加傾向にあり、DV被害の潜在化、深刻化が懸念されています。
- ・配偶者から何らかの暴力の被害があったにもかかわらず、どこにも相談しなかった人の割合が約５割となっており、「相談するほどのことでもない」との理由が最も多い状況でした。
- ・DVは家庭内で行われることが多く、発見や通報は容易ではないため、被害者が相談の機会を逸さないよう、地域において被害者を発見しやすい立場にある関係機関等との連携強化が必要です。
- ・被害者自身が身近な場所で相談が可能となるよう環境整備に努めるとともに、相談機関や支援制度等について様々な場面で情報が得られるよう周知の強化が重要です。
- ・被害者が抱える問題は複雑・多様化しており、各相談機関で被害者への支援に関わる相談員等の職務関係者が適切に職務を行えるよう専門性の向上が必要です。また、職務関係者自身の「代理受傷」や「バーンアウト状態」の防止に向けたメンタルヘルスケアを行うことも重要です。

施策の展開(1) 早期発見・通報等の取組の充実

《今後の方向性》

① 医療機関、民生委員・児童委員等への啓発

- ・被害者の早期発見や関係機関への通報、支援情報の提供等、適切な対応が図られるよう医療関係者や民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、人権擁護委員等に対して、DV対策に関するリーフレットの配付や出張セミナーを実施します。
- ・子どもの様子からDVが発見されることがあるため、保育施設や学校等の教職員をはじめとした子どもに関わる様々な立場の関係者に対して、関係機関と連携して啓発・研修を実施します。
- ・地域において被害者の発見・通報や啓発に協力可能な新たな機関等の掘り起こしを行い、働きかけを行います。

② 相談窓口の周知

- ・国や県内のDV相談窓口について、市町や関係機関と連携しながらホームページやリーフレット等を活用し、広く周知を図ります。
- ・相談窓口案内カード等の啓発資材を、公共施設等の被害者の目にとまりやすい場所に設置し周知を図ります。

施策の展開(2) 相談窓口の充実

《今後の方向性》

① とちぎ男女共同参画センターにおける相談体制の充実

- ・複雑・多様化する相談に適切に対応するため、引き続き婦人相談員等による女性及び男性のための個別相談、配偶者暴力相談を実施するとともに、弁護士及び医師等による専

門相談などそれぞれのニーズに応じた相談を実施します。また、その他専門的な対応を要する相談については、適切な相談機関を案内します。

- ・外国人からの相談について、きめ細かな相談支援ができるよう文化や生活習慣の違い等に関する研修を受講するなど相談員等の理解を深めます。また、公益財団法人栃木県国際交流協会と連携し、被害者の状況に応じて通訳の確保を行い、母国語による相談ができるよう努めます。
- ・障害者や高齢者からの相談について、医療・福祉機関、健康福祉センター、精神保健福祉センター、障害者総合相談所、地域包括支援センター、市町等と十分に連携し対応します。

② 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談体制の整備

- ・市町は住民に最も身近な行政機関であることから、配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けて情報提供を行います。
- ・配偶者暴力相談支援センターを設置しようとする市町に対し、設置の際の手續の支援や、業務運営に必要な情報・ノウハウの提供などを行います。
- ・市町における相談体制の充実のため、職務担当者の資質向上に向けた研修等を実施するとともに、国や関係機関等が主催する研修会等に関する情報提供を行います。

③ 警察における相談環境の整備

- ・被害者の意向を踏まえた上で、加害者の検挙又は加害者に対する指導警告を行います。また、再被害防止のための自衛手段や保護命令制度等の教示、被害防止交渉を行う場として警察施設の利用など各種援助を行います。
- ・専門的知識を習得した職員による対応や加害者と遭遇しない措置など、被害者の視点に立った相談環境の整備に努めます。
- ・被害者の状況を踏まえた対応が行えるよう、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所等関係機関と会議や連絡等を通じた共通認識の醸成を行うなど、連携強化を図ります。

④ 民間支援団体の相談窓口との連携

- ・様々な困難を抱える被害者の状況に応じたきめ細かな相談支援が行えるよう、被害者支援に係る豊富な経験を有する民間支援団体と連携を図ります。

⑤ 性暴力等に関わる相談への対応

- ・性暴力・性犯罪被害者等からの相談については専門的な対応が必要なことから、とちぎ性暴力被害者サポートセンターへの紹介など、専門機関と連携した支援を行います。

施策の展開(3) 職務関係者の資質の向上

《今後の方向性》

① 相談員等の専門性向上の研修の強化

- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、各機関で被害者等からの相談や自立支援の業務を行う相談員等に対し、経験年数に応じた基礎的な研修や専門研修を実施し、困難な事案等に的確に対応できるよう、相談員等の資質の向上に努めます。
- ・様々な問題を抱える被害者からの相談支援に必要な幅広い知識の習得に向けて、国、県、関係機関等の研修に関する情報を収集し、相談員等に提供します。
- ・警察において被害者からの相談等に適切に対応できるよう、警察学校や職場において、階層や分野に応じた各種研修の実施により職員の資質向上に努めます。

② 二次的被害防止のための職務関係者に対する研修の実施

- ・とちぎ男女共同参画センター、市町、警察等において、相談窓口や各種支援制度の受付窓口など被害者と接する可能性がある職務関係者に対し、各機関の会議や研修会を活用し、DVの特性、二次的被害※防止のための配慮すべき事項、被害者に関する情報の保護等について研修を行います。

※ 二次的被害

相談機関等において、基本的な理解の不足や偏見により、心ない対応を受けることで、被害者が再び傷つくことをいいます。

③ 相談員等のメンタルヘルスキアの充実

- ・相談員等の「代理受傷」※¹や「バーンアウト（燃え尽き）状態」※²などの精神的負担を軽減するため、メンタルヘルスキアに係る研修内容の充実を図るとともに、DV相談対応機関の管理者を対象とした相談員等の心理的ケアに関する研修等を実施します。

※ 1 代理受傷

被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ることをいいます。

※ 2 バーンアウト（燃え尽き）状態

被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じることをいいます。

基本目標 2－2

保護体制の充実

現状と課題

- ・被害者は加害者の目を逃れ、一刻を争う状況で保護を求めることがほとんどであり、支援者には的確な判断が求められます。
- ・とちぎ男女共同参画センターでは、休日、夜間を問わず 24 時間体制で一時保護に対応しており、引き続き、安全・迅速に入所できるよう、市町や警察等の関係機関と緊密に連携を図りながら対応する必要があります。
- ・一時保護の受け入れに当たっては、一時保護所への入所のほか、民間支援団体への一時保護委託の活用により、それぞれの被害者の状況に応じた柔軟な対応が必要です。
- ・一時保護期間中入所者が安心して生活し、心身の安定が図られ次のステップへつながるようにするためには、専門職により適時適切な支援を行う必要があります。
- ・外国人、障害者、高齢者等の保護や入所者の同伴児への対応にあたっては、市町や関係機関等と連携したきめ細かな配慮が必要です。

施策の展開(1) 安全・安心な一時保護の実施

《今後の方向性》

① 一時保護の迅速かつ的確な実施

- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、警察や市町等と連携しながら、被害者の安全確保を優先した迅速かつ的確な一時保護を実施します。
- ・被害者や同伴児等の入所者が安心して入所できるよう、一時保護所の不審者対策や感染症防止対策の徹底を図ります。
- ・一時保護所入所時に、入所中の生活や支援の方法について丁寧な説明を行うとともに、自立に向けて必要となる法的手続きや活用可能な制度に関する情報を提供することにより、被害者の不安軽減に努めます。

② 一人ひとりに寄り添った保護の充実

- ・被害者の意思を尊重した自立支援を行うため、本人の意向を確認しながら市町などの関係機関と調整を行い、支援方針を検討します。
- ・被害者の退所後も専門的な支援を必要とする被害者については、とちぎ男女共同参画センターにおいて相談に応じることや、プライバシーに配慮の上、市町の相談窓口等関係機関に引き継ぐなど、被害者への切れ目のない支援に努めます。

③ 一時保護委託の活用

- ・被害者本人の事情や意向、同伴児の有無の状況等に応じて柔軟に対応できるよう、民間支援団体の施設を活用した一時保護委託を実施します。

施策の展開(2) 一時保護期間の支援の充実

《今後の方向性》

① 心身のケアの充実

- ・一時保護所において、入所者に対し、心理判定員による心理判定や心理教育を実施する

とともに、保健指導員による健康衛生支援を実施します。

- ・一時保護所における心理面接や健康面接の結果、必要に応じて、嘱託医などの適切な医療機関への受診を勧めるなど、医学的ケアの充実に努めます。
- ・入所者の心身の状況等に応じて、一時保護期間の延長を行うなど柔軟に対応することにより、心身のケアに努めます。

② 同伴児への支援

- ・被害者の同伴児に対し、保育業務員による保育や学習指導員による学習面のサポートを実施します。
- ・中学生以上の同伴男児がいる場合は、民間支援団体の特性を踏まえた一時保護業務委託を行うほか、児童相談所と協力して対応します。
- ・DVと児童虐待が密接な関係にあることから、同伴児の状況に応じて、児童相談所と連携した対応を行います。

③ 外国人等への配慮

- ・被害者が外国人である場合は、きめ細かな支援ができるよう文化や生活習慣の違い等に関する研修の受講などにより相談員等の理解を深めます。また、公益財団法人栃木県国際交流協会と連携し、被害者の状況に応じて通訳の確保を行い、母国語による支援ができるよう努めます。さらに、国の機関等と連携しながら、在留資格取得や帰国への対応等適切な保護や円滑な支援に努めます。（一部再掲）
- ・被害者が障害者や高齢者の場合は、医療・福祉機関、健康福祉センター、精神保健福祉センター、障害者総合相談所、地域包括支援センター、市町等と連携して適切な保護や支援に努めます。

基本目標 2－3

自立支援の充実

現状と課題

- ・被害者が一時保護から自立をしていく過程には、精神的、経済的な問題をはじめ、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その解決のためには、関係機関と認識を共有し、連携を図りながら支援を行う必要があります。
- ・被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあります。加害者と離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、心理的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことがあることから、必要に応じて関係機関・医療機関と連携し、継続的な心理的ケアを行う必要があります。
- ・一時保護所等の退所後も、被害者の安全・安心が確保された上で、こころの回復支援や生活支援が途切れぬよう関係機関等への引継ぎを行うなど連携した対応を行う必要があります。
- ・経済的な理由等様々な事情により加害者から逃げずに生活を続ける被害者に対する精神的なサポートなど、新たな支援ニーズへの対応が必要です。

施策の展開(1) 生活再建に向けた支援

《今後の方向性》

① 就業促進のための支援

- ・被害者の自立に向け、公共職業安定所（ハローワーク）と連携を図りながら、配偶者暴力相談支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター、福祉事務所、とちぎジョブモールにおいて、就業活動に必要な情報の提供等の支援を行います。
- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、入所者に対し、社会福祉施設職業指導員による就職に関する情報の提供や助言を行うとともに、必要に応じて同行支援を行います。

② 公営住宅の優先入居制度等の活用

- ・被害者の住宅の確保に向け、県営住宅への優先入居制度を実施するとともに、市町営住宅の優先入居制度の未実施市町に対し、導入事例等の情報提供を行います。
- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、公営住宅への優先入居制度活用時に必要な証明書を発行します。
- ・住宅確保要配慮者である被害者が活用可能な制度について、市町や関係機関等に対し周知を行います。

③ 暮らしの安定に向けた支援

- ・被害者が地域において安心して生活できるよう、生活困窮に関する相談、生活保護の申請や健康保険や年金の加入、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付請求の制限措置、住民票の分離等円滑な手続に向けた助言を行うとともに、手続に必要な各種証明書を発行します。
- ・児童扶養手当制度等の各種支援制度や法テラスの法律相談窓口の案内等の情報提供を行います。
- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、法律相談やDV法律相談を実施します。
- ・一時保護退所後に生活する市町において、各種福祉施策や同伴児の就学・入園、公営住宅の入居等、被害者の自立支援に関する各種手続が迅速かつ円滑に進み、きめ細かな支援が行われるよう関係市町等との調整を図ります。
- ・暮らしの安定のために必要となる当面の生活資金が確保できるよう、各種貸付制度等に関する情報提供と活用について助言等を行います。

④ 福祉施設等への入所の調整

- ・一時保護所退所後も引き続き保護や自立支援が必要な被害者に対し、関係機関と調整しながら、婦人保護施設や民間支援団体のステップハウス等への入所を図ります。

施策の展開(2) 自立に向けた中長期的な支援

《今後の方向性》

① 民間支援団体と連携した自立支援

- ・一時保護所を退所した被害者等に対し、民間支援団体と連携し、各種相談、行政手続や裁判手続への支援や同行、日常生活に係る支援などを行い、被害者の心身の負担軽減や権利擁護がなされるよう、自立に向けたきめ細かな支援を継続的にを行います。

施策の展開(3) こころの回復支援

《今後の方向性》

① 被害者等へのメンタルヘルスケアの実施

- ・一時保護所を退所した被害者やその同伴児の状況に応じて、精神保健福祉センターやとちぎ性暴力被害者サポートセンター、児童相談所、健康福祉センター、市町等と連携しながら、それぞれの専門性や機能を活かした精神的なケアを実施します。

② 地域生活における被害者への継続的なケアの実施

- ・「逃げられない」又は「逃げない」被害者を含め、被害者が精神的な安定を維持しながら、地域で自立した生活を送れるよう、民間支援団体と連携した継続的な精神的ケアを実施するとともに、被害者の生活環境に応じて相談機関や医療機関等の情報を提供します。
- ・民間団体が実施する女性に対する心理的ケアを行うための講座について情報提供を行います。

施策の展開(4) 保護命令制度の活用

《今後の方向性》

① 保護命令制度活用に向けた支援

- ・警察、配偶者暴力相談支援センター等は、被害者に対し、保護命令制度を適切に教示するほか、連携して保護命令制度の円滑な利用及び実効性の確保に努めます。

② 保護命令発令後の安全確保

- ・保護命令決定通知を受けた警察において、関係機関と連携しながら被害者や親族等の安全を確保します。

③ 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進【再掲】

- ・より身近なところで保護命令の手続を行えるよう、市町へ配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた情報提供や助言等を実施します。

基本目標３ DV対策の推進体制の充実

現状と課題

- ・被害者が抱える問題は複雑・多様化しており、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行うためには、一つの機関のみでの対応は困難なことから、様々な関係機関や民間支援団体との連携が必要です。
- ・被害者に対する切れ目のない支援を適切かつ効果的に行うためには、とちぎ男女共同参画センターがDV対策の中核的・専門的機関としてその機能を発揮し、市町や関係機関と共通認識を持ちながら、相談、保護、自立支援の各段階においてさらなる連携強化に努めることが必要です。
- ・被害者が加害者による心理的支配のもと、被害者自身が児童虐待の加害者となったり、子どもへの虐待を阻止できない状況下に置かれたりすること、また、子どもの前でDVが行われることが心理的虐待となるなど、DVと児童虐待が同時に発生していることを背景に、一方の被害を端緒として潜在化した被害の発見につながることもあるため、DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化に取り組むことが重要です。
- ・被害者から相談や支援に対する苦情の申出を受けた際の適切で迅速な対応に引き続き努めていく必要があります。

施策の展開(1) とちぎ男女共同参画センターの機能の発揮

《今後の方向性》

① 総合調整機能の発揮

- ・DV対策の中核機関として、専門的な支援を必要とする事案や複合的な課題を抱えた事案への対応等において、市町や関係機関に対する助言や支援等を行います。
- ・関係機関が共通理解のもとに連携した対応が図れるよう策定した「配偶者からの暴力(DV)に対する関係機関対応マニュアル」について、関係機関等の意見を踏まえながら適時適切に改訂し、有効活用を図ります。
- ・各機関で被害者等からの相談や自立支援の業務を行う相談員等に対し、経験年数に応じた基礎的な研修や専門研修を実施し、困難な事案等に的確に対応できるよう、相談員等の資質の向上に努めます。(再掲)
- ・相談員等の「代理受傷」や「バーンアウト(燃え尽き)状態」などの精神的負担を軽減するため、メンタルヘルスケアに係る研修内容の充実を図るとともに、DV相談対応機関の管理者を対象とした相談員等の心理的ケアに関する研修等を実施します。(再掲)
- ・様々な問題を抱える被害者からの相談支援に必要な幅広い知識の習得に向けて、国、県、関係機関等の研修に関する情報を収集し、相談員等に提供します。(再掲)
- ・DV対策に関する国の動きや各種データなどの情報を収集し、市町や関係機関、民間支援団体に対し提供を行います。

施策の展開(2) 関係機関との連携強化

《今後の方向性》

① 配偶者暴力防止対策ネットワーク会議等による連携の強化

- ・関係機関で組織する「栃木県配偶者暴力防止対策ネットワーク会議」や「栃木県DV被害者対策連絡会議」等を定期的に開催し、支援に係る情報の共有化と相互の連携強化を

図ります。

② その他の関係機関との連携の強化

- ・医療関係者、民生委員・児童委員、保育施設・学校関係者、DV被害者等地域支援サポーター等に対し、様々な機会を活用して、相談、保護、自立支援、保護命令制度等のDV対策に関する情報について周知・啓発し、一層の理解と協力を図り、連携強化を図ります。

③ 他県との連携推進

- ・県域を越えた被害者の送り出しや受け入れ等を円滑に進めるため、他県との情報交換や連携強化に努めます。

施策の展開(3) 児童虐待対応機関との連携強化

《今後の方向性》

① 児童相談所や市町との連携

- ・子どもの様子や児童虐待の発見から被害者の発見、通報・保護につなげるため、児童相談所や市町の児童虐待対応担当のDVに関する理解促進と連携を図ります。
- ・DV、児童虐待両方の観点から発見、通報・保護につなげるため、とちぎ男女共同参画センターと児童相談所の情報交換や、被害者や同伴児の保護及び支援にかかる協議を行うことにより、相互理解と連携強化を図ります。
- ・同伴児のいる被害者の支援に当たり、市町の児童虐待担当と連携を図りながら対応します。

② DV対応機関の要保護児童対策地域協議会との連携強化

- ・市町のDV対策担当が要保護児童対策地域協議会に参画するよう働きかけを行い、DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化を図ります。
- ・とちぎ男女共同参画センターは市町の要保護児童対策地域協議会との連携強化に努めます。

施策の展開(4) 市町への支援

《今後の方向性》

① 計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置への支援

- ・市町に対し基本計画の策定や改定に係る情報提供や助言等を行います。
- ・配偶者暴力相談支援センターを設置しようとする市町に対し、設置の際の事務支援や、業務運営に必要な情報・ノウハウの提供などを行います。(再掲)

② 身近な地域での相談体制の整備

- ・相談窓口や相談員の設置・拡充、庁内におけるDV防止・支援体制の強化が図られるよう情報提供や助言等を行います。
- ・災害発生時、市町の避難所においてDVや性暴力等の被害防止のための注意喚起や相談窓口の周知を支援するとともに、被害者が避難していることを想定し、避難者名簿管理の徹底について周知を行います。

③ 相談員等の資質向上に向けた支援

- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、各機関で被害者等からの相談や自立支援の業務

を行う相談員等に対し、その経験年数に応じた基礎的な研修や専門研修を実施し、被害者の意向や状況、処理困難な事案等に的確に対応できるよう、相談員等の資質の向上に努めます。(再掲)

- ・様々な問題を抱える被害者からの相談支援に必要な幅広い知識の習得に向けた研修に関する情報を収集し、提供を行います。(再掲)

施策の展開(5) 民間支援団体との連携・協働の推進

《今後の方向性》

① 民間支援団体との連携・協働の推進

- ・啓発、相談、一時保護、自立支援等において、それぞれの民間支援団体の特性等を踏まえた事業を委託することにより連携・協働を図ります。
- ・被害者の保護や支援を効果的に行えるよう「栃木県配偶者暴力防止対策ネットワーク会議」や各種研修において情報交換や事例検討等を行います。
- ・とちぎ男女共同参画センターは、必要に応じ、民間支援団体と定期的に意見交換や調整を行うなど情報を共有し、連携に努めます。
- ・民間支援団体の豊富な経験や専門性を自立支援業務に生かすため、とちぎ男女共同参画センターが実施する研修の外部講師として招請するなど、連携・協働を図ります。
- ・民間支援団体と連携・協働を進めるに当たっては、民間支援団体の安定した運営や人材育成等にも配慮します。
- ・官民連携による支援の充実のため、国等が発出する通知等について、民間支援団体に対して速やかな提供に努めます。

施策の展開(6) 苦情等への適切かつ迅速な対応

《今後の方向性》

① 苦情等への適切かつ迅速な対応

- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、苦情等に対し適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて業務改善を実施します。

V 資料編

1 栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会設置要領

（目的及び設置）

第1条 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（DV対策基本計画）（第4次改定版）の策定にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、計画の策定に関する必要な事項を協議する。

（組織）

第3条 委員会の委員は弁護士、学識経験者、ソーシャルワーカー、民間支援団体等のDV被害者支援に関わる者のうちから、知事が委嘱するものとする。

2 委員会には、前条に掲げる基本的な事項を検討するためのワーキンググループを設けることができる。

3 ワーキンググループの設置に関し、必要な事項は別に定める。

（運営）

第4条 委員会は、栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課長が召集する。

2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課において処理する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要領は、令和3(2021)年4月1日から適用する。

2 この要領は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（DV対策基本計画）（第4次改定版）の策定完了をもってその効力を失う。

栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会 委員名簿

No.	氏 名	団体名／役職	備 考
1	荒井 一宏	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会 施設長	
2	稲見 一美	栃木県済生会宇都宮病院地域連携課 課長代理 (とちぎ性暴力被害者サポートセンター (とちエール))	
3	艮 香織	宇都宮大学共同教育学部 准教授	委員長
4	大橋 憂子	宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課 課長	副委員長
5	桐渕 ゆか	栃木県中央児童相談所 所長	
6	小堀 哲生	栃木県とちぎ男女共同参画センター 所長	
7	下山 康幸	栃木県警察本部生活安全部人身安全少年課 課長補佐	
8	丸山 文子	認定 NPO 法人ウイメンズハウスとちぎ 理事長	
9	横山 幸子	弁護士	

(五十音順・敬称略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次改定版）策定に伴う会議等開催状況

日 程	会議名等
令和3(2021)年5月19日	第1回栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会ワーキンググループ会議【計画骨子案検討】
〃 7月21日	第1回栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会【計画骨子案審議】
〃 9月8日 (オンライン開催)	第2回栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会ワーキンググループ会議【計画素案検討】
〃 10月27日	第2回栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会【計画素案審議】
〃 11月25日 ～12月24日	パブリックコメント（県民意見の募集）
令和4(2022)年1月 (書面開催)	第3回栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会ワーキンググループ会議【プラン最終案検討】
〃 2月14日 (オンライン開催)	第3回栃木県DV対策基本計画（第4次改定版）策定委員会【プラン最終案審議】
〃 3月8日	決定

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」

には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を

行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出

があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項におい

て同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令

の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者か

らの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者

暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したとき

は、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正

本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体

に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
-----	-----	---

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定

平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する
基本的な方針（概要）**

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 令和 2 年 3 月 23 日 最終改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月、平成 26 年 1 月の法改正を経て、令和元年 6 月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（1）基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

（2）都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難

しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難

となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続きをとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮するこ

とが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、

それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。



11/12～11/25 は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。
パープルリボンをシンボルに、重点的に啓発などの取組を実施しています。

栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

電話 028-623-3074

FAX 028-623-3150

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/>

E-mail seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp